

# 矢巾町すこやか出産・子育て応援事業

国の令和4年度第2次補正予算において、すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできる環境整備を図るため、出産・子育て応援給付金事業が創設されました。

これを受け、町では妊娠期から出産・子育てまで一貫した相談支援にあわせて、妊娠や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し経済的支援を一体的に実施します。

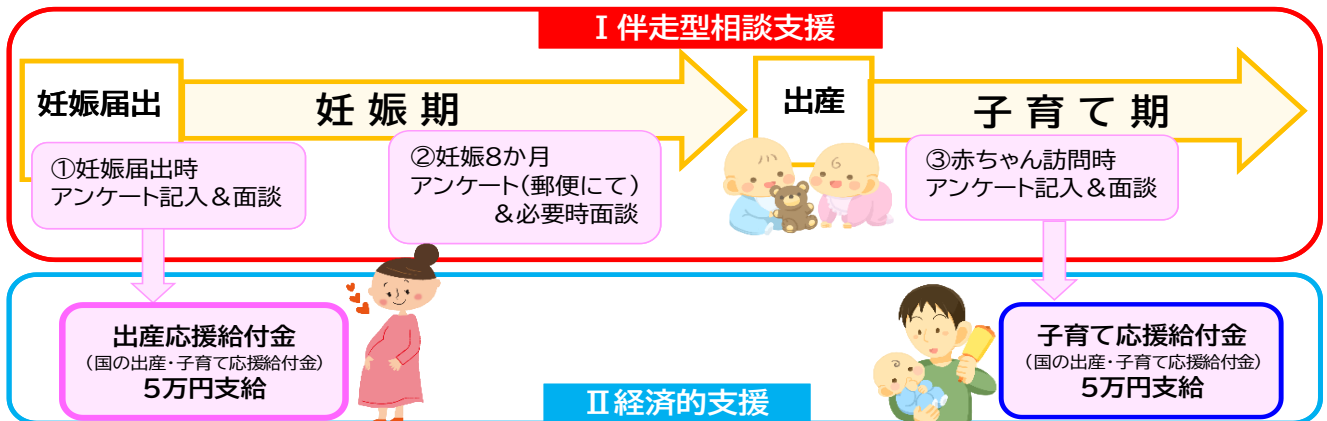


## 1 事業の内容

アンケートと面談による相談支援と、給付金による経済的支援を両方実施します。

給付金を受け取るには、相談支援の利用が必須です。

I 伴走型相談支援	II 経済的支援	
保健師・助産師等による面談	内容	支給要件・条件
①妊娠届出時 ②妊娠8か月頃(希望者は面談) ③赤ちゃん訪問時	<b>出産応援給付金</b> (国の出産・子育て応援給付金) 妊婦一人あたり現金5万円	①妊娠届出時のアンケート等の記入と提出、面談
	<b>子育て応援給付金</b> (国の出産・子育て応援給付金) 子ども一人あたり現金5万円	③赤ちゃん訪問時のアンケート等の記入と提出、面談



## 2 対象者…申請時に矢巾町に住所のある方

令和4年4月1日以降に矢巾町に転入された方は、前住所地での給付金やギフトの支給を受けていない場合に矢巾町が給付金の支給を行います。

### 【出産応援給付金】(国の出産・子育て応援給付金)…妊娠したとき

- ①令和5年1月27日以降に妊娠届出をする妊婦
  - ②令和4年4月1日～令和5年1月26日の間に出生した子どもの母(妊娠中に日本国内に住所を有していた方に限る)
  - ③令和4年4月1日～令和5年1月26日の間に妊娠届出をした妊婦(②の方を除く)
- ※妊娠届出後に流産・死産をされた場合でも出産応援給付金の対象となります。

### 【子育て応援給付金】(国の出産・子育て応援給付金)…子どもが生まれたとき

- ①令和5年1月27日以降に出生した子どもを養育している方
  - ②令和4年4月1日～令和5年1月26日の間に出生した子どもを養育している方
- ※出生後に子どもが亡くなられた場合でも子育て応援給付金の対象となります。

裏面に続きます

### 3 申請時期、申請方法

#### 【出産応援給付金】(国の出産・子育て応援給付金)

対象者	申請案内時期	申請方法等
①令和5年1月27日以降に妊娠届出をする妊婦	妊娠届出時アンケート記入・面談後に申請書類をお渡しします	妊娠届出時に申請
②令和4年4月1日～令和5年1月26日の間に出生した子どもの母	令和5年1月下旬～2月中旬に申請書類を個別通知します ※子育て応援給付金の案内も同封します	個別通知が届いたらアンケートと申請書の記入後返送する
③令和4年4月1日～令和5年1月26日の間に妊娠届出をした妊婦	令和5年2月中旬に申請書類を個別通知します	

#### 【子育て応援給付金】(国の出産・子育て応援給付金)

対象者	申請案内時期	申請方法等
①令和5年1月27日以降に出生した子どもを養育している方	出生後赤ちゃん訪問時アンケート記入・面談後に申請書類をお渡しします	記入後返送する
②令和4年4月1日～令和5年1月26日の間に出生した子どもを養育している方	令和5年1月下旬～2月中旬に申請書類を個別通知します ※出産応援給付金の案内も同封します	個別通知が届いたらアンケートと申請書の記入後返送する

※申請書には次の書類添付が必要です。

- ・申請者の本人確認書類(個人番号カード、運転免許証、住民基本台帳カード、健康保険証等)の写し
- ・申請者名義の振込先金融機関口座確認書類(通帳やキャッシュカード等)の写し

### 4 給付金の支給について

申請書の受理後、審査を行い、支給が決定した方には決定通知書を送付し、その後に指定口座への支給(振り込み)を行います。

### 5 問い合わせ

#### 【伴走型相談支援及び出産応援給付金について】

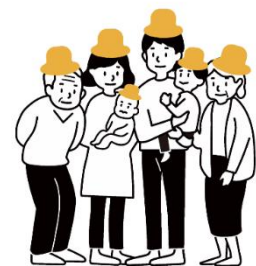
矢巾町健康長寿課健康づくり係(子育て世代包括支援センター)

電話番号 019-611-2826・2825

#### 【子育て応援給付金について】

矢巾町教育委員会事務局 子ども課子育て家庭支援係

電話番号 019-611-2772



つながるまち。  
やはば